

介護職員等によるたんの吸引等に関する質問・回答(福井県) その1

No.	区分	質問	回答
1	経過措置(違法性阻却)	現在、違法性阻却の通知により特別養護老人ホームでたんの吸引等の提供を行っている職員が、認定特定行為従事者の認定を受けた場合、訪問介護事業所で訪問介護員としても同じ行為ができるか。	違法性阻却の通知の範囲内において可能。 認定は介護職員個人に対する認定行為であり、認定された行為を行う限りにおいては、事業種別を問うものではない。(国Q&A-B6参照)
2	経過措置(違法性阻却)	違法性阻却の通知の範囲とは、特別養護老人ホームで違法性阻却により行っていた場合、「経管栄養」を行う場合は、基本研修と実地研修からなる新しい研修の受講が必要となるということか。	通知の範囲外の行為(特別養護老人ホームで違法性阻却により行っていた場合は、口腔内のたんの吸引と胃ろうの注入開始後の処置 以外の行為)を行おうとする場合は、基本研修と実地研修からなる新しい研修の受講が必要である。
3	経過措置(違法性阻却)	22年度に実施した特別養護老人ホームで行っていた14時間の研修を受けた職員は、認定特定行為従事者の認定を受ければ、24年度以降もたんの吸引等を行うことができることだが、経過措置期間中に50時間の研修を受ける必要はあるか。	違法性阻却の通知の範囲内の行為のみを行うのであれば、50時間の研修を受ける必要はない。
4	経過措置(違法性阻却)	違法性阻却の通知によりたんの吸引等の行為を行っている者が認定特定行為従事者の認定を受けた場合、50時間の研修の基本研修と実地研修の両方が免除されるということか。	50時間の研修が免除されるものではない。 違法性阻却により認定特定行為従事者の認定を受けた者は、違法性阻却の通知の範囲の行為のみを今後も行うことができる。
5	経過措置(違法性阻却)	違法性阻却により認定特定行為従事者の認定を受けることができる「すでに一定の要件のもとでたんの吸引等の提供を行っている者」とは、具体的に〇年以上や〇例以上の実績があるなど具体的な制限や基準が設けられるのか。	具体的な制限や基準はない。
6	経過措置(違法性阻却)	違法性阻却の考え方は今後も撤廃される予定はないとのことであったが、24年度以降も認定特定行為従事者の認定を受けた介護職員でないとたんの吸引等ができないわけではないと解釈してよいか。	違法性阻却の通知は廃止される。 24年度以降は認定特定行為従事者の認定を受けた介護職員および新制度に基づく実地研修を終えた介護福祉士がたんの吸引等を行うことができる。
7	経過措置(違法性阻却)	違法性阻却の通知は在宅、特別支援学校、特別養護老人ホームについて出ているが、通所介護はこの通知の対象に含まれるのか。	含まれない。 障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置対象者には含まれない。(国Q&A-B5参照)
8	経過措置(違法性阻却)	訪問介護事業所で違法性阻却にてたんの吸引を行っており、今後は認定特定行為従事者の認定を受け、経過措置の範囲内で実施する場合、新規にたんの吸引が必要な利用者が出てきた場合は、特定の者対象の研修を受ける必要があるか。	訪問介護事業所で違法性阻却にてたんの吸引を行っていた場合、現在たんの吸引を行っている利用者ごとに認定を行うため、新規の利用者に対して行おうとする場合は、特定の者対象の研修を受ける必要がある。
9	経過措置(違法性阻却)	障害者施設において、研修を受講していない段階で現在入所している利用者がたんの吸引等を必要とする状態となった場合、本人の文書による同意や適切な医学的管理等を行っていれば介護職員等によるたんの吸引等を行うことはできるか。	できない。 障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置対象者には含まれない(国Q&A-B5参照)ため、看護職員が研修を受講し認定特定行為従事者の認定を受けた介護職員が行う必要がある。
10	制度について	看護師の資格を持つ者が、「介護員養成研修の取扱細則について」(平成18年6月20日老振発0620001)Ⅱ訪問介護員養成研修課程5訪問介護員の具体的範囲等(3)(7)により、訪問介護員養成研修1級課程を修了した者として、訪問介護に従事しているが、上記通知Ⅱ5(3)に「診療の補助及び療養上の世話の業務を行うものではない。」との記載があるため、医療行為は行っていない。 今後この職員が訪問介護員としてたんの吸引等の行為を行うには、看護師資格をもって認定特定行為従事者の認定申請を行い、認定証の発行を受ける必要があるか。 また、当該職員のみがたんの吸引等の行為を行う場合であっても、この職員が従事する訪問介護事業所は特定行為登録事業所の登録を行う必要があるか。	厚生労働省に問い合わせ中

介護職員等によるたんの吸引等に関する質問・回答(福井県) その1

No.	区分	質問	回答
11	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)実地研修	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)の実地研修において、各行為の実施回数を行う際、いつまでに実施できれば良いか。	24年3月までに実施していただきたい。 24年3月までに実地研修が完了しない場合には、修了証の発行はできないが、受講者がどこまで研修を終えているか証明できる書類を発行する予定。
12	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)の指導看護師	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(不特定多数の者対象)の指導看護師伝達講習を受けた看護師が自施設の他の看護師に伝達講習をし、その看護師が実地研修の指導を行うことは可能か。	県が実施する指導者伝達講習を受講した看護師のみが、実地研修の指導を行うことができる。